

新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会における
審議内容等の公開に関する取扱い（案）

平成19年5月16日
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム
実施委員会 決定

1 審議内容について

- (1) 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム実施委員会」(以下「実施委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。
ただし、次に掲げる場合であって、実施委員会において非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
審査・評価(人選を含む。)に関する調査審議の場合
その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
- (2) 実施委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。
ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。
- (3) 採択されたプログラム等は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

2 委員等氏名について

- (1) 実施委員会の委員の氏名は予め公表することとする。
- (2) 上記以外の委員等の氏名は選定後に公表することとする。

3 その他

この規定のほか、必要な事項は、委員長が実施委員会に諮って定める。